

行政監査結果報告書

— 県立学校が所管する学校施設等の適切な管理及び有効活用について —



令和4年3月
愛媛県監査委員

目 次

第 1 監査の概要	3
1 監査の基準.....	3
2 監査のテーマ.....	3
3 監査の目的.....	3
4 監査の主な着眼点.....	3
5 監査の対象機関.....	3
6 監査実施期間及び監査実施方法.....	4
第 2 監査の結果	5
1 学校施設等の状況.....	6
(1) 学校施設等の状況.....	6
ア 所管財産の種類.....	6
イ 学校との位置関係.....	6
(2) 安全点検の状況.....	7
ア 学校における安全管理体制.....	8
イ 学校施設等点検の実施状況.....	8
(ア) 法定点検.....	8
(イ) 日常点検.....	9
ウ 直近の修繕状況.....	9
(ア) 修繕箇所の把握方法.....	9
(イ) 発見から修繕開始までの期間.....	10
(ウ) 発見から修繕開始までの期間と支払金額の関係.....	10
(エ) 修繕の必要性の検討及び経済性の確保.....	10
2 学校施設等の適切な維持管理.....	11
(1) 区分ごとの管理・点検状況.....	11
ア 学校校舎・運動場・体育館等施設.....	11
イ 校長公舎及び職員住宅.....	13
ウ 学校関係工作物(自転車置場・焼却炉等).....	13
エ プール及びプール附帯施設.....	15
オ 学校が所管する山林(実習林等).....	16
カ 普通財産.....	17
3 学校施設等の整備方針等.....	18
(1) 学校施設の整備方針.....	18
ア 「愛媛県県立学校施設整備の基本方針」の策定について.....	18
イ 施設の安全性を確保するための措置について.....	18
(2) 点検・管理に係る各学校への指導及び現況把握の状況.....	19
ア 学校が遵守すべき法令等の周知徹底について.....	19
イ 各学校における学校安全計画に関する実施状況の把握について.....	19
(3) 学校施設等の有効活用と未利用施設の状況.....	19
ア 学校施設の有効活用について.....	19
イ 未利用施設の状況把握と処分方針について.....	19
ウ 普通財産の点検・管理について.....	19

第3	監査意見	20
1	学校施設等の安全管理について	20
	(1) 教育財産の点検について	20
	(2) 学校施設の計画的な維持・更新について	20
	(3) 普通財産の安全確保について	21
2	学校が所管する教育財産の有効活用について	21

《用語の定義》〔下図参照〕

学校施設等・・・学校施設を含めた教育財産及び普通財産

教育財産・・・土地・学校施設(建築物・工作物)・山林

普通財産・・・旧職員住宅等旧学校施設

学校施設・・・教育財産のうち建築物・工作物

区分	学校施設等						
	教育財産					普通財産	
	土地		学校施設			山林	旧職員住宅等
			建築物		工作物		
学校敷地・運動場等	校長公舎・職員住宅等	校舎・体育館等	校長公舎・職員住宅等	(自転車置場・プール等)			

第1 監査の概要

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、次のとおり行政監査を実施した。

1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準(令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号)に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

県立学校が所管する学校施設等の適切な管理及び有効活用について

3 監査の目的

県立学校が所管する学校施設においては、少子化による高等学校等の再編等で、かつては使用されていた学校施設が不要となり、未利用施設となっている事例が見受けられる。学校施設は、本来、学校教育で活用されるべきものであるが、未利用であっても県有の財産として、法令遵守はもちろんのこと、災害時には避難所としての利用が想定されることから、安全に配慮した維持管理が求められるところである。

さらに、学校施設のうち、将来的に活用が見込めないものについては、速やかに社会教育等公共性の高い事業への目的外使用を含め、有効活用を検討するとともに、維持経費削減の観点から、廃止・売却等の処分を進める等、費用対効果を意識した管理が必要と考えられる。

このため、学校施設等の管理状況及び使用状況について明らかにするとともに、今後の適切な維持管理及び有効活用に資することを目的に、監査を実施した。

4 監査の主な着眼点

監査の実施にあたり、監査の着眼点を次のとおりとした。

(1) 県立学校が所管する学校施設等の適切な管理について

- ・適切な点検がなされているか
- ・安全管理はどうか

(2) 県立学校における学校施設等の利用について

- ・有効活用されているか
- ・維持の必要性について検討しているか

(3) 未利用学校施設等について

- ・不要となった未利用学校施設等の活用について検討しているか

5 監査の対象機関

県立学校、教育委員会・知事部局(学校施設等管理関係課)

6 監査実施期間及び監査実施方法

(1) 監査実施期間

令和2年10月から令和3年9月まで

(2) 監査実施方法

・県立学校

ア 書面調査

県立学校を対象に所管する学校施設等の管理の状況及び所管する施設の状況について書面調査を行った。

イ 実地監査

書面調査で回答のあった施設から、財産区分、用途、取得年数、使用頻度等を考慮のうえ抽出し、学校施設等の管理状況及び使用状況について、実地監査を行った。

・学校施設等管理関係課

県立学校で実施した実地監査の結果を踏まえ、学校施設等の全体把握の状況及び、管理方針等について実地監査を行った。

第2 監査の結果

令和2年10月から令和2年11月までの間、全ての県立学校を対象に、定期監査と並行して、
 実地監査を行った。

実地監査対象校

区分	番号	学校名	区分	番号	学校名	
高等学校	1	川之江高等学校	高等学校	29	伊予高等学校	
	2	三島高等学校		30	大洲高等学校	
	3	土居高等学校		31	大洲農業高等学校	
	4	新居浜東高等学校		32	長浜高等学校	
	5	新居浜西高等学校		33	内子高等学校	
	6	新居浜南高等学校		34	八幡浜高等学校	
	7	新居浜工業高等学校		35	八幡浜工業高等学校	
	8	新居浜商業高等学校		36	川之石高等学校	
	9	西条高等学校		37	三崎高等学校	
	10	西条農業高等学校		38	宇和高等学校	
	11	小松高等学校		39	野村高等学校	
	12	東予高等学校		40	宇和島東高等学校	
	13	丹原高等学校		41	宇和島水産高等学校	
	14	今治西高等学校		42	吉田高等学校	
	15	今治南高等学校		43	北宇和高等学校	
	16	今治北高等学校		44	三間高等学校	
	17	今治工業高等学校		45	津島高等学校	
	18	弓削高等学校		46	南宇和高等学校	
	19	北条高等学校		中等教育学校	47	今治東中等教育学校
	20	松山東高等学校			48	松山西中等教育学校
	21	松山南高等学校			49	宇和島南中等教育学校
	22	松山北高等学校		特別支援学校	50	松山盲学校
	23	松山中央高等学校			51	松山聾学校
	24	松山工業高等学校			52	しげのぶ特別支援学校
	25	松山商業高等学校			53	みなら特別支援学校
	26	東温高等学校			54	今治特別支援学校
	27	上浮穴高等学校	55		宇和特別支援学校	
	28	伊予農業高等学校	56		新居浜特別支援学校	

1 学校施設等の状況

(1) 学校施設等の状況

ア 所管財産の種類

県立学校が学校施設等として所管している財産の状況は、表1のとおりである。

財産の種類別では、学校敷地及び運動場等の土地が408件(12.5%)、学校校舎・体育館等の建築物が1,223件(37.7%)、自転車置場・プール等の工作物が1,541件(47.5%)、実習林等の山林が6件(0.2%)、廃校となった学校の校舎や旧職員住宅等普通財産として管理するものが69件(2.1%)となっていた。

表1 学校施設等の状況表(単位:件)

区分	教育財産						普通財産	合計
	土地		建築物		工作物 (自転車置場・プール等)	山林	旧職員住宅等	
	学校敷地・運動場等	校長公舎・職員住宅等	校舎・体育館等	校長公舎・職員住宅等				
件数	349	59	1,104	119	1,541	6	69	3,247
割合(%)	10.7%	1.8%	34.0%	3.7%	47.5%	0.2%	2.1%	100.0%

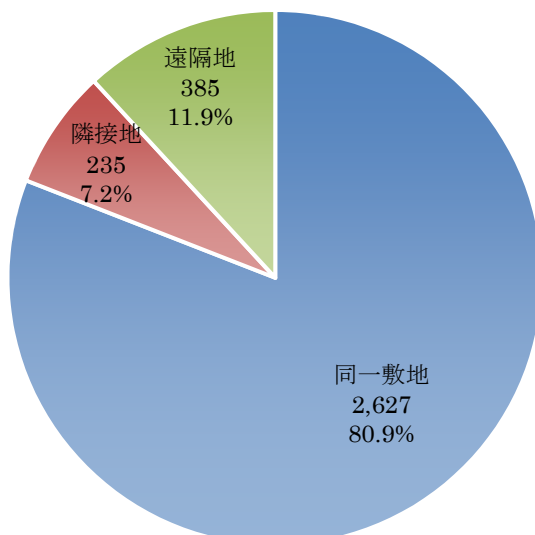
イ 学校との位置関係

学校施設等と学校敷地との位置関係の状況は、表2のとおりである。

学校敷地内もしくは一体となっている位置に存在する土地・施設は 2,627 件(80.9%)となっており、約 9 割が同一敷地又は隣接地となっていた。

表2 学校施設等と学校敷地との位置関係表(単位:件)

学校との位置関係	同一敷地	隣接地	遠隔地	合計
件数	2,627	235	385	3,247
割合(%)	80.9%	7.2%	11.9%	100.0%



- 同一敷地・・・
児童・生徒が利用する校舎、運動場などと区切りがない敷地
- 隣接地・・・
児童・生徒が利用する校舎、運動場などから塀や公道等をはさみ隣接する敷地（校長公舎など）
- 遠隔地・・・
児童・生徒が利用する校舎、運動場などから離れた敷地（農場、艇庫、学校林など）

(2) 安全点検の状況

令和2年5月、度重なる学校施設の老朽化による事故を背景に、文部科学省が公表した「学校施設の維持管理の徹底に向けて-子供たちを守るために-」には、学校施設の維持管理における学校設置者及び学校の役割は下記のとおりとされている。

《学校設置者(教育委員会等)》

- 施設の整備を含めた、**学校の管理**。(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)
- **常時適法な状態の維持**、定期の検査又は点検の実施。(建築基準法)

主な関係法令(抜粋)

■ 学校教育法(昭和22年法律第26号)

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1 (略)

2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

3～6 (略)

7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

8～19 (略)

(教育財産の管理等)

第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2～3 (略)

■ 建築基準法(昭和25年法律第201号)

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2～3 (略)

(報告、検査等)

第12条 第六条第一項第一号に掲げる建築物(略)の所有者(略)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(略)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み(略))をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(略)は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検(略)をさせなければならない。

3～9 (略)

■ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、(略)当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

《学校》

- 施設及び設備の**安全点検の計画策定及び実施**。(学校保健安全法)
- 施設及び設備に支障があると認められた場合の**遅滞ない改善**、改善が困難なときの**設置者への申し出**。(学校保健安全法)

主な関係法令(抜粋)

■ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

■ 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)

(安全点検)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

(令和2年5月 文部科学省作成パンフレット「学校施設の維持管理の徹底に向けて-子供たちを守るために-」抜粋)

ア 学校における安全管理体制

学校における安全管理体制については、すべての学校において、管理体制が明らかにされており、点検担当者の設置もされていた。

イ 学校施設等点検の実施状況

(ア) 法定点検

学校施設の法定点検に関しては、文部科学省が平成28年3月に公表した「子供たちの安全をまもるために-学校設置者のための維持管理手引-」において、下記のとおり示されている。

■ 学校施設における定期点検の義務

学校の施設・設備については、建物の劣化・損傷の状況や防火壁が撤去されていないかなどの基準への適合性、非常警報・屋内消火栓等の消防設備の動作状況など、様々な事項について**関係法令等により定期点検等の実施義務**が生じています。

【建築基準法に基づく法定点検の実施について】

建築基準法に基づく定期点検の制度では、**学校設置者の別**や学校施設の所在地を所管する**特定行政庁が学校を定期点検の対象に指定しているかどうか**によって、義務付けられる点検等の有無や内容が区分されています。さらに、文部科学省では、点検の実施義務がない学校設置者に対しても、定期点検の実施を要請しています。

学校設置者	特定行政庁が学校を定期点検の対象に		点検等の内容	点検等の時期
	指定している	指定していない		
・都道府県又は建築主事を置く市町村が所有・管理する公立学校	定期点検の実施義務		建築物の劣化・損傷の状況の点検	3年以内毎
・国立学校 ・私立学校 ・上記以外の公立学校	定期調査の実施及び特定行政庁への報告義務	義務なし 有資格者による定期点検の実施を要請 (3ページのQ2参照)	建築物の劣化・損傷の状況及び基準への適合性等の点検・調査	3年以内毎で特定行政庁が定める時期

■ 特定行政庁とは？

各地域において、建築基準法の事務を司る地方公共団体の長のことをいいますが、慣例的にはその地方公共団体のことを指します。

市町村が建築主事をおく場合はその市町村、それ以外の場合は都道府県となります。

■ 建築主事とは？

建築基準法に規定する建築確認申請に関する事務を司る者のことで、都道府県及び人口25万人以上の市に置かなければならないこととされています。なお、これら以外の市町村においても建築主事を置くことができます。

【消防法に基づく法定点検の実施について】

消防法に基づく定期点検の制度では、**全ての学校の設置者**に対して、消防設備の種類に応じて6ヶ月～1年以内毎に点検し、3年毎に消防長又は消防署長への報告を行うことが義務づけられています。

(文部科学省「子供たちの安全をまもるために-学校設置者のための維持管理手引-」抜粋)

県立学校における法定点検の実施状況については、56校のうち41校で、法定点検の一部(建築基準法に基づく10年ごとに実施が必要な全面打診等による調査)が実施されていないことが12月に公表されたが、それ以外の法定点検については概ね適切に実施されていた。

(イ) 日常点検

学校施設の日常的な点検に関しては、学校保健安全法施行規則で、学校において、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならないとされている。

県立学校における日常点検の状況は、表3のとおりである。

県立学校56校のうち、全ての学校について日常点検を実施しているものの、一部の学校では問題が確認された場合のみ報告書を作成し、問題がない場合には報告書の提出は不要とするなど、点検の記録を残していなかった。

表3 日常点検及び点検記録の状況(単位:校)

区分	点検あり			点検なし	合計
	記録あり	記録なし	小計		
校数	41	15	56	0	56
割合(%)	73.2%	26.8%	100%	0%	100%

ウ 直近の修繕状況

令和元年11月～令和2年9月までに学校で実施した、102件の修繕の状況について、調査を行った。

(ア)修繕箇所の把握方法

修繕箇所の把握方法については表4のとおりである。

「使用時における破損・故障」によるものが33件(32.3%)と最も多くなっており、次いで、「学校内日常点検」が27件(26.5%)、「教員からの申し出」が19件(18.6%)、他県のブロック塀事故等を受けて実施された「臨時集中点検」が11件(10.8%)となっていた。

表4 修繕箇所の把握方法(単位:件)

把握方法	破損・故障	学校内日常点検	教員からの申し出	臨時・集中点検	法定点検	児童・生徒からの申し出	近隣住民からの苦情	合計
件数	33	27	19	11	10	1	1	102
割合(%)	32.3%	26.5%	18.6%	10.8%	9.8%	1.0%	1.0%	100.0%

(イ) 発見から修繕開始までの期間

発見から修繕開始までの期間については表5のとおりとなっている。

39件(38.2%)が発見から2か月以内に修繕開始されており、約1年以内には79件(77.4%)の修繕工事が開始されていた。他県等での事故発生を受け、集中点検や予算措置があったもの、または、器具等の取替等で学校の既定予算内で対応可能な廉価な修繕は、早期に対応がなされていたが、教棟屋根修繕等大規模修繕で予算措置が必要なものに関しては、要望から開始までに2～3年経過しているものも見受けられ、中には、10年経過したものもあった。

表5 発見から修繕開始までの期間の状況(単位:件)

発見から修繕開始までの期間	～2か月以内	2か月超～6か月以内	6か月超～1年以内	1年超～2年以内	2年超～5年以内	5年超～	合計
件数	39	24	16	10	11	2	102
割合(%)	38.2%	23.5%	15.7%	9.8%	10.8%	2.0%	100.0%

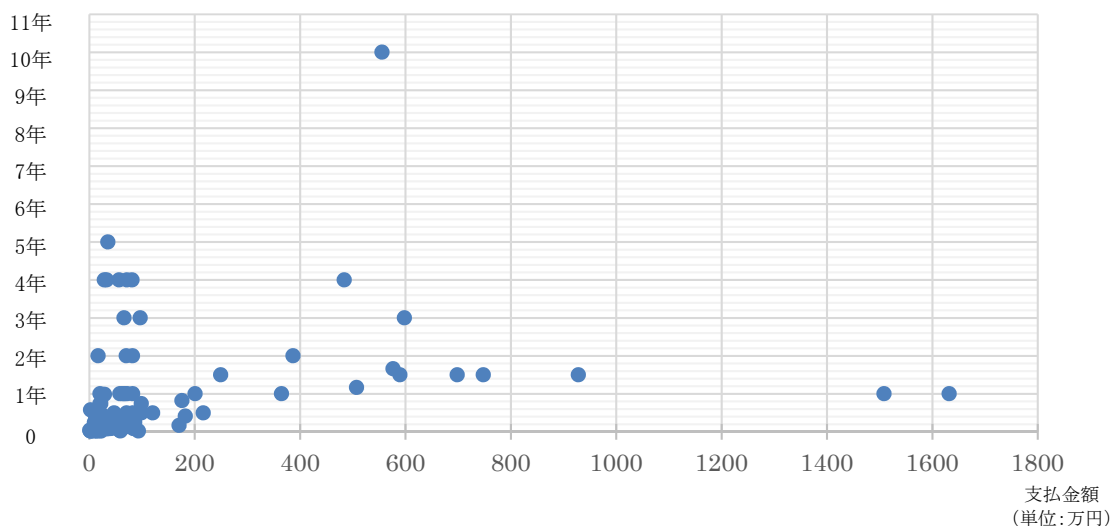
(ウ) 発見から修繕開始までの期間と支払金額の関係

発見から修繕開始までの期間と支払金額の関係については表6のとおりとなっている。

支払金額に関わらず、緊急性の高いものや故障に係る修繕等については概ね速やかに予算措置され、不具合が解消されていた。

期間
(単位:年)

表6 発見から修繕開始までの期間と支払金額



(エ) 修繕の必要性の検討及び経済性の確保

修繕の必要性の検討及び経済性の確保については、全ての学校において、学校活動に必要不可欠な修繕であるかどうか、法令遵守はもとより、対象物の使用頻度や危険性・緊急性、代替策の有無や今後の見込みなど、総合的に考慮・検討されたいうえで修繕を決定し、適正な手続きにより経費支出されていた。

2 学校施設等の適切な維持管理

学校施設等の維持管理の状況を把握するため、各県立学校が所管する学校施設等から、使用されていないものを中心に、財産区分、用途、取得からの経過年数等を考慮のうえ、対象を抽出(109件)し調査した。抽出した学校施設等の概要については表7のとおりである。

表7 実地監査対象施設の状況(単位:件)

区 分				件数
教育財産	土地・建築物	ア	学校校舎・運動場・体育館等施設	33
		イ	校長公舎及び職員住宅	9
	工作物	ウ	学校関係工作物(自転車置場・焼却炉等)	13
		エ	プール及びプール付帯施設	42
	山林	オ	学校が所管する山林(実習林等)	6
普通財産		カ	旧職員住宅等	6
合 計				109

(1) 区分ごとの管理・点検状況

ア 学校校舎・運動場・体育館等施設

① 使用及び点検状況

実地調査で確認した県立学校が所管する学校校舎・運動場・体育館の使用及び点検状況については表8のとおりとなっている。

学校保健安全法や建築基準法等関係法令に基づき、法定点検や日常点検など、概ね適切に安全管理が実施されており、不具合等発見した場合には速やかに学校管理者に報告されていた。

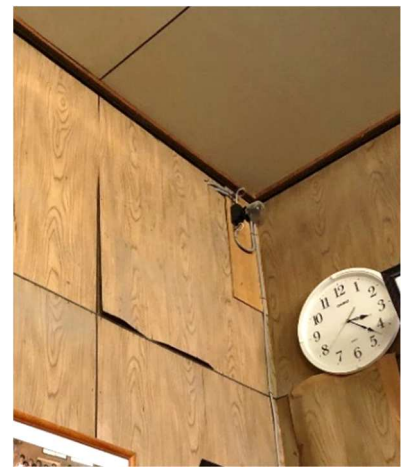
表8 学校校舎・運動場・体育館の使用及び点検状況(単位:施設)

使用状況	施設数	点検状況	
		実施	未実施
あり	26	25	1
なし	7	4	3
計	33	29	4

② 管理の状況

管理の状況については、半数近くは老朽化などの影響により、屋外にあっては、金属製の屋根・躯体・雨樋等の腐食や、外壁のひび割れ、屋内にあっては、壁・床等の浮き、剥がれなどが認められる状態となっており、不具合が発現したままの状態です、危険を認識しながらも、やむを得ず継続使用している事例も見受けられました。

損傷の激しい施設の状況



イ 校長公舎及び職員住宅

① 使用及び点検状況

実地調査で確認した県立学校が所管する校長公舎及び職員住宅の使用及び点検状況については表9のとおりとなっている。

居住者のある施設に関しては、概ね適切に安全管理が実施されていたが、長期間使用者がないものについては、点検が実施されていないものもあった。

表9 校長公舎及び職員住宅の使用及び点検状況(単位:施設)

使用状況	施設数	点検状況	
		実施	未実施
あり	1	1	0
なし	8	6	2
計	9	7	2

② 管理の状況

管理の状況については、経年劣化が進み、新たな居住のためには大掛かりな修繕が必要となっている施設が多数を占め、維持の必要性や、有効活用について、検討を要するものが多くあった。

使用されていない職員住宅



ウ 学校関係工作物(自転車置場・焼却炉等)

① 使用及び点検状況

実地調査で確認した県立学校が所管する学校関係工作物の使用及び点検状況については表10のとおりとなっている。

児童・生徒が日常的に使用する自転車置場などは適切に点検されていたが、使用されていない焼却炉などの施設については、点検されていないものもあった。

表 10 学校関係工作物の使用及び点検状況(単位:施設)

使用状況	施設数	点検状況	
		実施	未実施
あり	6	6	0
なし	7	4	3
計	13	10	3

② 管理の状況

管理の状況については、概ね適切に管理されていたが、不要となったにもかかわらず、撤去の目途が立たず、長期間放置されているものや、日常的に使用しているが、代替施設の確保ができず、明らかに危険と認識しながら継続使用している事例も見受けられた。

躯体の損傷が激しい建物



ブロック壁の歪み



外灯接地部の腐食



エ プール及びプール附帯施設

① 使用及び点検状況

実地調査で確認した県立学校が所管するプール施設の使用及び点検状況については表11のとおりとなっている。

水泳授業に関しては、学習指導要領により、義務教育では教育課程に組み込まれ必須科目とされているが、高等学校では選択履修とされており、学校による水泳授業の取りやめに伴い、使用されていないプール施設が28か所となっていた。

表11 プール施設の使用及び点検状況(単位:施設)

使用状況	施設数	点検状況	
		実施	未実施
あり	14	14	0
なし	28	20	8
計	42	34	8

② 管理の状況

プール施設の維持管理については、不法侵入を防ぐための施錠管理や、消防用防火水槽として転用するなど、適切な維持管理に努めてはいるものの、経年劣化による爆裂やプール槽からの水漏れなど、構造自体に問題が発生し、今後の使用見込みもないことから、修繕されず、状況の悪化が進み、通常の点検・管理のみでは安全が確保できないものも多数見受けられた。

プール及びプール附帯施設等の爆裂等



オ 学校が所管する山林(実習林等)

① 使用及び状況確認の実施状況

実地調査で確認した県立学校が所管する山林の使用及び状況確認の実施については表12のとおりとなっている。

所管されている6箇所のうち、4箇所は学校の林業実習や職業体験などで使用されているものの、通常授業等で定期的に活用されているのは2箇所にとどまり、残りの2箇所については、年数回程度使われているが、有効に活用されている状況ではなかった。

また、使用されていない山林のうち、1箇所については、施業管理の不要な自然林であるが、学校に隣接するため、状況確認はされていた。

なお、状況確認されていない1箇所については、生徒数の減少及び設置コースの見直しによる実習機会の皆減や立地の関係から、長期間状況把握がされていなかった。

表12 学校が所管する山林の使用及び状況確認(単位:箇所)

使用状況	箇所数	状況確認	
		実施	未実施
あり	4	4	0
なし	2	1	1
計	6	5	1



施業管理された山林



使用されていない山林



カ 普通財産

① 活用見込みと点検の状況

実地調査で確認した普通財産の活用見込みと点検状況については表13のとおりとなっている。

普通財産とは、学校の廃校や職員住宅の不要により、教育財産から用途を廃止した財産である。「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則」によると、売却等の処分をするため、用途廃止した普通財産は、第13条第2項「知事において総務部長が管理することを不相当と認める普通財産」と判断されるため、所管部局の長が管理するとされており、県の「遊休県有地売却処分の基本方針」においても、「売買契約締結までは所管部局での継続管理が必要」とされている。

今回調査にあたった県立学校の普通財産については、教育委員会高校教育課が所管部局となるが、実際の点検・管理は元所管していた学校に一任している。

点検の状況を確認した6箇所のうち、3箇所は適切に実施されていたが、3箇所に関しては、適切に実施されていなかった。また、老朽化が激しく、状態の悪い施設が大半を占めており、今後の活用見込みに関しても、全ての施設において、検討しておらず、計画もないとのことであった。

表13 普通財産の活用見込みと点検状況(単位:施設)

活用見込み	施設数	点検状況	
		実施	未実施
あり	0	0	0
なし	6	3	3
計	6	3	3

用途廃止後使用されていない旧職員住宅及びプール



3 学校施設等の整備方針等

県立学校で実施した実地監査の結果を踏まえ、県有財産全般に関する整備方針や全体管理等を所管している知事部局総務部総務管理課及び県立学校が所管する学校施設等に関する整備方針や全体管理等を所管している教育委員会指導部高校教育課・同特別支援教育課に対し、学校施設の整備方針、点検・管理に係る各学校への指導及び現況把握の状況、学校施設等の有効活用と未利用施設の状況について聞き取りを実施したところ、県立学校施設全般の管理を行っている高校教育課の見解は次のとおりであった。

(1) 学校施設の整備方針

ア 「愛媛県県立学校施設整備の基本方針」の策定について

愛媛県の県有施設の管理に関しては、県有財産全体の総合的かつ計画的管理に関する指針として、知事部局総務部総務管理課から平成 29 年 3 月に「愛媛県公共施設等総合管理計画－県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針」が示されるとともに、教育委員会においても、学校施設(校舎・体育館等)を対象とし、各学校施設の中長期的な維持管理計画、いわゆる長寿命化計画にあたる「愛媛県県立学校施設整備の基本方針」(以下「基本方針」という。)を令和 3 年 1 月に策定している。

基本方針によると、本県の学校施設の過半数は現行の耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建築されており、施設躯体の耐震化については平成 29 年度までに 100%完了したが、外壁・内壁・天井材・窓ガラスなどの非構造部材等については、その多くで老朽化が進んでいるため、今後の改築・改修等で経費が嵩むと想定している。

それを踏まえ、基本方針で示された今後の学校施設整備の基本的な考え方として、既存の建物を最大限有効に活用し、改築を最小限とするため、「愛媛県公共施設等総合管理計画」における「長寿命化の実施方針」に基づき、(1)事後保全型の対策から予防保全型の対策への転換を図り、(2)施設が、目標使用年数(80 年超)まで使用できるよう、整備のサイクルを意識した中間期における長寿命化改修の実施や、原状回復のための改修(大規模改修)を検討するとともに、効果的な小規模修繕を加えながら、経費の負担軽減と平準化を図るだけでなく、児童生徒等の安全確保に努め、施設の適切な維持管理を推進していくとのことであった。

イ 施設の安全性を確保するための措置について

基本方針の対象外施設を含めた各学校における施設の状況把握のため、毎年、各学校に対し「施設管理状況調査」を実施するとともに、次年度の「校舎等整備計画書」を各学校から提出させて、学校の要望や状況を確認しながら、緊急性が高いまたは、健全度が低いと判断されたものから単年度毎に優先的に措置を講じているが、施設・設備の老朽化が深刻で数も多く、さらに、予算に限りがあるため、外壁の爆裂等、児童・生徒等への危険が伴うものは、随時報告を受け、施設・設備の修繕等危険除去措置を講じているとのことであった。

(2) 点検・管理に係る各学校への指導及び現況把握の状況

ア 学校が遵守すべき法令等の周知徹底について

学校施設の適切な維持管理に必要な学校が遵守すべき法令等について、適切な周知・指導が行われているか、確認したところ、適宜文書による通知を行っているほか、学校事務職員の打ち合わせ会等の会議の場において、再度周知・徹底を図るとともに、各学校から提出された施設点検結果等の内容確認を実施し各学校の状況を把握しているとのことであった。

イ 各学校における学校安全計画に関する実施状況の把握について

各学校においては、学校保健安全法第 27 条に基づき、生徒・教職員等の安全の確保を図るため、施設・設備の安全点検等を定めた「学校安全計画」を策定することとなっているが、当該計画及び各学校における運用状況の把握について確認したところ、当該計画については、毎年、各学校に報告を求め、内容や運用状況を確認し、必要に応じて本庁による実地調査を実施しているとのことであった。

(3) 学校施設等の有効活用と未利用施設の状況

ア 学校施設の有効活用について

学校施設の有効活用については、県立学校の教室、体育館等の開放について、使用料に係る基準等は定めているが、開放の可否については、各学校に判断を委ねており、学校長が教育上支障ないと判断した場合には、使用料を徴収のうえ、当該施設の使用許可を発出しているとのことであった。

イ 未利用施設の状況把握と処分方針について

毎年学校に照会している「施設管理状況調査」や「愛媛県県立学校施設整備の基本方針」の策定のため土木部建築住宅課営繕室と連携実施した実地調査の結果、対象施設全体(1,290 棟)の 7%にあたる 93 棟の未利用施設を確認している。

使用していない施設については、老朽化が著しいが、取り壊しのみを目的とした財源の確保が難しいため、該当校の大規模改修や改築が行われる際に、同改修工事と併せて解体撤去を進めていくことで経費削減を図るとのことであった。

ウ 普通財産の点検・管理について

教育財産から用途廃止された普通財産の点検・管理については、用途廃止前に当該施設を管理していた学校に、状況確認や維持管理等を依頼しており、施設の現況について報告を受けるとともに、施設・設備に異常があった場合には随時各管理校から報告を受け、近隣住民等へ危険を及ぼす恐れがあるものから優先的に、施設・設備の修繕や撤去など、必要な措置を講じているとのことであった。

また、将来的に活用が見込まれない普通財産については、財産処分の手続きを進めており、県のホームページなどで広く周知し、取得希望者を募っているが、条件の悪いものが多く、なかなか売却にまでは至っていないとのことであった。

第3 監査意見

県立学校 56 校及び学校施設等管理関係課において、学校施設等の適切な維持管理及び有効活用等ができてきているかを着眼点とし監査を実施したところ、概ね適切に行われていると認められた。

しかしながら、安全管理のために必要不可欠である点検において改善が望まれる事例や、基本方針の対象外としている施設の安全対策の遅れなど、対応が求められる事例などが散見された。

学校施設等の安全は、子どもたちの学校生活の質を大きく左右する要因となる。また、管理が適切に行われていなければ、災害の発生時等に被害を大きくしてしまうおそれもある。

安全かつ魅力ある学校づくりにより県立学校に通う児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、以下の監査意見を踏まえ、より一層の適切な施設管理に努められたい。

1 学校施設等の安全管理について

(1) 教育財産の点検について

学校における点検については、建築基準法や学校保健安全法施行規則等で実施が義務づけられている。

法定点検については、一部の学校で、建築基準法施行規則の改正に伴い義務付けられた剥落して歩行者等に危害を加えるおそれのある外装仕上げ材を用いた建築物に対する全面打診等調査について、実施されていないことが判明したところであるが、法令等は社会情勢や時代に即し、常に変遷することから、情報収集を適切に行うとともに、最新の制度を定期的に確認・共有するなど、法令の遵守徹底に努められたい。

また、日常点検については、全ての学校で実施されていたが、一部の学校では、問題が確認されなければ記録が残らない仕組みとなっていた。施設を管理する上では、経過の把握が必要となる場合も想定されることから、チェックリストや報告書等、点検の記録を残すべきである。

さらに、使用されなくなった教育財産については、所在が把握されていないものもあったので、使用の有無に関わらず、定期的に状況を確認し、必要があれば措置を講じるなど、適切に対応されたい。

(2) 学校施設の計画的な維持・更新について

令和 3 年 1 月に策定された基本方針では、学校校舎、体育館など、1,290 棟の学校施設を対象としており、主な学校施設の長期的な維持に関する項目は網羅されている。しかしながら、学校施設には、学校校舎、体育館以外にも、自転車置場や照明灯、防球ネットなど、基本方針の対象外施設とされながら児童・生徒の学校生活で日常的に使用されているものも数多く存在する。一部の県立学校では、教育活動への支障を理由に、これら施設の修繕等、安全対策が不十分な状態で、やむを得ず継続使用しているものが見受けられた。

学校施設の安全性を確保することは通学する児童・生徒の学校生活に大きく影響することから、基本方針を着実に推進することはもとより、基本方針対象外施設に関しても、学校における点検結果を踏まえ、危険度等に応じて速やかに安全対策を講じるなど、計画的な維持・更新に努められたい。

(3) 普通財産の安全確保について

教育財産としての用途を廃し、普通財産に変更した旧職員住宅など老朽化した旧学校施設は、学校敷地の近隣に位置し、集落の中心に所在する場合も多く、速やかな撤去が望まれる。当該施設の崩落等により道路を塞ぐなど、地域住民の生活に支障があってはならず、こうした状況を把握しながらも早期に適切な措置を講じることができない現場の県立学校にとっては、大きな課題となっている。

一方で、用途廃止に伴い、管理責任が学校から高校教育課に移管されることで、現場の管理意識が希薄となり、必要な点検がなされていないものや、損傷が激しく、学校の点検のみでは安全管理が限界と見受けられる施設も存在することから、高校教育課と各学校間で、当該普通財産の実質的な管理方法や担うべき役割分担の明確化を図るとともに、施設の状況や周辺への影響などについて認識の共有化を図った上で、適切な方法で危険除去を行うなど、安全確保に必要な措置を講じられたい。

2 学校が所管する教育財産の有効活用について

学校における教育財産の有効活用について、安全上問題なく、利用可能な施設に関しては、一時使用を認めており、処理も適正に実施されていた。また、入居率が低下傾向にある職員住宅についても、入居者の対象を拡大するなど、有効活用について一定の努力は認められる。しかしながら、一部の県立学校では、安全性の確保が難しく、使用を禁止したままの施設や、次の活用方法等が見出されず、長期間放置されているものもあった。

学校活動への影響等、十分検討は必要であるが、使用されなくなった施設等も含めた教育財産については、高等学校の地域協働に向けた取り組みや、社会活動への活用など、貴重な地域資源にもなり得ることから、多様な活用方策に向けて検討されたい。

今回は県立学校が所管する学校施設等に限定し、調査を実施したが、監査対象としなかった他の県有施設を所管する機関においても、県有財産は、県民が利用する財産であることを踏まえ、日頃から施設の保全に十分配慮し、機能維持のための点検や速やかな修繕に向けた取り組みについて再確認されたい。また、県有財産の維持・更新についても、必要性や適正規模を常に検討するとともに、未利用施設においては、さらなる有効活用が図られるよう期待するものである。